

○ 非営利性／公益性について

- 株式会社を設置主体と認めるには、公益法人制度がある現状からして十分な整理と論議が必要。実態把握のためには各種の設置主体、運営主体からのヒアリングを十分に行い、そのうえでの制度設計が必要。（一方で設置主体に関わりなく登録（認証）の資格に認めてもいいとの意見も）（全国美術館会議）
- 非営利であれ、営利であれ、その運営法人の形態にかかわらず、博物館として肝心な部分は施設の運営・経営に対する姿勢と目的意識の有無ではないかと考えています。営利・非営利の問題よりも大切なのは、施設として、博物館として明確で公平で正しい基準を作り、その基準を満たす事で認められた博物館に対して、財政を含めた様々な支援を可能とする法整備と、その周知により各施設が博物館となることを目指す意義付けができるかどうかではないかと考えます。（日本水族館協会）
- 博物館法として、客観的に施設の機能・質を評価するものであることが望ましいと考えます。その施設を運営・経営する法人に対する審査（財務的、様々な分野でのコンプライアンスなど）は当然必要と考えますが、法人の形態が審査の最初の分岐になってしまえば、今後の博物館という施設の発展を妨げるものになるのではないのでしょうか。民間に対しての公益性に対する審査というよりも、明確にして公平な基準を設け、その基準を満たす事で博物館として認められ、一定の支援を受ける資格が有るということを明確にし、全国の施設に周知することが必要ではないのでしょうか。（日本水族館協会）

○ 個別の館種について規定すべき

- 現行の博物館法は直接、動物園、水族館に言及していない。第2 条第 1 項で「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して～」との文面から、育成→生きものを扱う→動物園、水族館、植物園も含まれる、と解釈できる。国民に動物園、水族館も博物館の一種であることを理解してもらうために、法に動物園、水族館の文言を入れていただきたい。（日本動物園水族館協会）
- 昆虫展示は、歴史的にも博物学のなかで重要であるにも関わらず、名称も含め、法令上での位置づけが十分とは言えない。（全国昆虫施設連絡協議会）
- 「美術」と「文学」では相違点が多く、既にできている「文化遺産オンライン」の内容の再検討も含め、今後の検討とともに、「文学資料」も一つの文化遺産として扱われることを望みます。博物館法内で文学館を博物館の一類型として認知・明文化していただきたいというのが、今回の協議会からの第一の要望です。「基本的機能」の項目に、「展示」が記載されていたほうがいいのではないのでしょうか。（全国文学館協議会）

○ 館種の多様性への配慮

- 博物館美術館の多様化（館種、規模、指定管理等の運営形態）に対応できるものにする。（全国美術館会議）
- 植物園は多様であり、その内容を一つの定義によって一律に括る事は、植物園の多方面にわたる貢献や活動を制約するおそれがある(日本植物園協会 2008)。このような多様性を尊重しつつ、共通する社会的役割を果たすことができるような新しい博物館法の枠組みが必要である。（日本植物園協会）
- 特に位置づけが不安定な状況を改善するために、博物館未満の状況の施設も多いプラネタリウム施設に関して、地域の自然科学分野の社会教育活動の拠点としての位置づけを与えるような法制度であることが望ましく考えます。（日本プラネタリウム協議会）
- 博物館が有している多様性や個性を尊重し、それぞれの活動の質を担保して全体としての水準を向上させようという趣旨に基づけば、審査の結果として「○か×か」という一次元的な「登録 認証」ではなく、評価の軸を多様化し、それぞれの評価軸に基づき「登録（認証）」も多様な在り方を検討することも選択肢に入れるべきと考える。例えば、多様な審査基準・項目（従来の外形的な基準に加え、また 調査研究、資料保存、展示、教育普及など基幹的な業務に係る項目はもとより、バリアフリー対応、外国語対応、地域貢献度、オンラインでの情報発信、災害対応、飲食の場の提供、etc.についてポイント制（わかりやすく言えば「星〇個」というようなもの）で表現し、それを公開するような仕組みも考えられる。各分野で一定基準に達したものを「〇〇分野における認証博物館」などとすることも可能ではないか。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 館種について、以前のICOM 博物館定義では、科学センターやプラネタリウム等も含まれることが明記されており、当然、認証制度の検討にあたっては、それらを含む方向で議論をお願いしたい。（全国科学博物館協議会）
- 公開天文台も法制度上の博物館としての位置づけがしっかりと行われ、施設と専門解説員の社会的地位が確立されることを望んでいる。公開天文台においても設置者、設置形態、運営形式、規模などが様々だが、このような多様性を持つ各施設も博物館法に包含され得るような法制度を期待する。（日本公開天文台協会）

○ 審査の負担、小規模館への配慮

- 「審査と登録を通じて各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく『底上げ』と『盛り立て』を行うことにより、博物館の発展に寄与する」という方向性そのものは評価できるが、現実には審査を受けるために、現在の大学評価の現場で陥っている「評価のための業務」の増大に類する事態を招く危険性もある。マンパワーに乏しい中小館などは、審査と登録を受けるためのペーパーワークに忙殺される事態を招くことも危惧される（大規模館にしたところで、新しい業務に振り向けられる人的余裕は決して豊かではない）。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 科学系の博物館でも専門職員が1名のみという小規模で、しかし活発に活動されている博物館もある。それら小規模館についても取り残さない制度設計が必要。小規模館が登録（認証）を得るため、国レベル、あるいは近隣の中核館あるいは類似館種の中核館や博物館関係機関がサポートできる体制の整備についても検討いただきたい。（全国科学博物館協議会）
- 一定の基準を満たす施設を認証していくことは、望ましい施設の在り方を明示することになるが、施設の運営規模などが小さく認証から漏れる施設であっても、重要な「標本」を保管している場合がある。園館の登録とはならずとも、標本の登録制度を設けるなど、貴重な標本をどのように保管していくかについても検討すべきである。（全国昆虫施設連絡協議会）
- 小規模な施設がその大多数を占める文学館にとって、認証制度への移行は手続きに係る負担の増大を招くのではないかと懸念が示されました。10年に一度という期間であっても、公益財団法人の審査等、既に継続して受けている別の審査との両立を通常業務と並行しながら行うことを想定すると、不安が残ります。当協議会の加盟館をみても、その規模はさまざまで、個人で運営している文学館もあります。予算や人材の違いを数字上の判断に依って不公平な扱いがなされないことを望みます。小規模館が多いことから、法改正にあたって、大規模・中規模・小規模といった分類を設けることが必要ではないでしょうか。（全国文学館協議会）

○ 入館者数について

- 入館者数を絶対的指標とする評価基準から脱し、博物館施設としての基準を守るための抑止力、また本来行うべきサービスを維持する基礎となる博物館法であり、その支援の仕組みであることが望ましいと考えます。（日本水族館協会）
- 審査基準の中に、利用者数が入らないことを要望する。③。（全国文学館協議会）

○ その他の審査基準への意見

- 正規雇用の学芸員の数的目安を掲げる。法の条文ではなく、審査基準に含ませることも可とする。（現行は正規非正規の記載なく数も一人いればいいと読めて明らかにされていない）（全国美術館会議）
- 博物館法の中で基本となる基準を国が設定し、自治体ごとに必要とされる追加要綱を入れることができるとする方が、より現状に即した形となり統一性のある審査基準や質を保てるのではないのでしょうか。（日本水族館協会）
- 独立した土地建物を持たなければいけないという現行の基準は、他施設の一部となっていることが多いプラネタリウムにはなじみません。施設単位だけでなく、より小さな部門単位の認証制度があるとよいと考えます。それは、先に述べたように施設全体とプラネタリウムの役割の方向性が違うこともあるからです。現状の登録や相当までいなくても、施設一部だけでもなんらかの認証ができる方策がのぞましいと考えます。（日本プラネタリウム協議会）
- 資料に関連して、プラネタリウムはその専門性を担保するのはプラネタリウム機器であり、それを演示したり、プログラム作成をすることに大きな力をさいています。いうならば、無形の知財が財産であり、資料です。こうした制作活動の実績（シナリオ、研究報告、番組プログラムのソフトそのものなど）を、郷土資料館などの資料と同等に認証の際の基準にしてもらいたい。（日本プラネタリウム協議会）
- 科学実験装置などの展示装置は、消耗し、廃棄し、代替わりします。プラネタリウムもシミュレーターであり一種の科学実験（シミュレーション）を行う展示装置です。これらをどう資料の枠組みにいれるのかを検討していただきたい。動物園の動物も同様であり、類似の検討が必要と考えます。（日本プラネタリウム協議会）
- 現在の外形的な基準審査（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）では、博物館としての機能や活動の質を十分に問うことはできず、博物学や動物学に寄与する上でも、どのような標本が蒐集されているかを把握することは重要である。さらに、このような標本の把握を促すためにも、収集標本の分野を明示することは重要であり、例えば、（昆虫学）のように明示し、来館者や組織内において園館の位置づけが明確となることも一つの方策と考えられる。（全国昆虫施設連絡協議会）
- 園館の登録や認定に、学芸員の必置を明記することは、資格のプレゼンスを向上させることにつながるとも考えられるが、現実の業務や人員配置とはそぐわない部分があり、大学等での養成と採用とは別に、実務経験者の認定制度をさらに充実させていくことも重要である。（全国昆虫施設連絡協議会）

○ 第三者組織の在り方

- 今回の報告で、新たな登録制度に必要とされた「第三者組織」は、今後、制度の根幹とされる、日本の博物館の「底上げ」と「盛り立て」を進める上でも重要な役割を期待されているが、その機能と組織形態の在り方については、さまざまな視点からの考察と、シュミレーション等の実施を含めた検討が不可欠である。今後、検討に必要な情報収集・整理とともに基本的方向案を作成するための調査研究を、早急に実施する必要があると考える。想定される第三者組織の機能や期待される役割は、日本博物館協会が90年以上取組んできた諸事業との共通点も多いが、実際の運営面では財源の確保等現実的課題も想定される。今後、第三者組織の在り方の検討に際しては、制度上必要な基本機能の確保に向けて、運営組織の基盤等、実現可能な項目から具体の検討を進める必要があると考える。(日本博物館協会)
- 審査を地方自治体に降ろすと、多様な館種の内容に踏み込んで審査できる人材の確保は到底おぼつかない。(全国美術館会議)
- 専門性が広範にわたる様々な博物館を調査・指導という事では第三者組織の必要性は明らかですが、ここでも博物館としての基幹部分と多様性のある専門部分の対応分担は必要であると考えます。第三者組織は登録認定などの審査を行うことがその使命ではなく、中立的・客観的な調査機関として施設を調査・評価し、博物館として高い水準を保つための指導と支援を行う組織であってほしいと希望します。(日本水族館協会)
- 国立博物館の人文系あるいは自然史系博物館の基準に照らすと、プラネタリウムは審査できないと思われます。そこで専門人材がほしいところです。国立科学博物館にプラネタリウムがないので、文化庁内にプラネタリウムや公開天文台などの審査担当者を置くか、あるいは有力施設に国の予算で加配の形でリサーチや審査担当者を置き、実態を知りながら審査やプラネタリウムの連携活動を行うといった方法が考えられます。(日本プラネタリウム協議会)
- 第三者組織は、審査基準・審査項目の設定や運用基準についての専門性の担保のためにのみ関与を行い、実務としての審査は引き続き国及び都道府県・指定都市が担うことが適切であると考えます。(全国歴史民俗系博物館協議会)
- 審査にあたっては、設置主体や運営形式等にかかわらず、活動内容で評価されることが必要である。既存の関係団体・組織(例えばJAPOS)が、審査基準の作成に寄与することは可能と考える(むしろ適切)。審査主体としてJAPOSが直接関わることは利害関係、透明性等の観点から適切ではないが、審査のための第三者組織の専門家を推薦することは可能と考える。(日本公開天文台協会)

○ 更新制の導入について

- 「更新の期間については、10 年程度を想定する」とあるが、JAZA も当面10 年程度を想定している。しかし、WAZA 加盟協会の多くは5 年程度を推奨しており、認証制度に習熟した段階で更新期間を短くする方向での見直しが必要と考えている。（日本動物園水族館協会）
- 10 年に一度程度の更新という点に関しても、教員免許の更新制度が、結局は廃止の方向に向かっていることも念頭に置く必要があるだろう。（全国歴史民俗系博物館協議会）

○ 科研費における研究機関指定

- 調査研究機関としての公的な指定（科学研究費の取得資格と設置主体側の認知のため）「博物館の在り方」と重複するが、調査研究の推進のため学芸員が科研費の対象となれるよう美術館を科研費取得可の施設として指定する。申請手続きの簡略化が望まれる。博物館用の科研費枠を設定すべきとの意見もある。（全国美術館会議）

○ 希少種の移重要動・飼育関係

- 希少種保全に関わる動物移動に伴う許可関係書類手続きの簡素化を望む。（登録園館間の動物移動は届け出だけで良いなど）（日本動物園水族館協会）
- 希少種の飼育等に関わる手続き等の簡素化、海外の昆虫輸入・飼育許可関係書類手続きの簡素化（全国昆虫施設連絡協議会）

○ その他の意見

- 経営基盤を充実させていく好循環を作り出す環境とその推進力が重要。その基盤を積極的に利用し、必要な支援を享受するためには、基準や規定に準じてそれをクリアして行くことで、より良い支援を受けることが可能となり、その周知を進める事で博物館法とその法に基づく登録や認証を受けるための意義付けにもなるのではないか。全ての施設に同様のインセンティブを一律に与えるのではなく、その質や活動とその規模等により段階的に変化しても良いのではないか。各施設が質を上げていくための支援についても別途設定することにより、段階的に全体の底上げが図れるようにすることも大切。（日本水族館協会）
- 従来の外形的な基準に加え、調査研究、資料保存、展示、教育普及など基幹的な業務に係る項目はもとより、バリアフリー対応、外国語対応、地域貢献度、オンラインでの情報発信、災害対応、飲食の場の提供、etc.についてポイント制（わかりやすく言えば「星〇個」というようなもの）で表現し、それを公開するような仕組みも考えられる。各分野で一定基準に達したものを「〇〇分野における認証博物館」などとすることも可能では。また、このような情報を国が強力に広報することにより、各博物館の個性的な活動や強みを国民に発信することができる。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 学校教育機関と同様の「著作権の教育機関特例」の適用を要望する。税制上の優遇においては、民間所有の博物館における固定資産税の非課税措置等を要望する。（~~7~~全国科学館連携協議会）
- 昆虫の保全活動等に対する寄付等の税制上の優遇措置の充実（全国昆虫施設連絡協議会）

○ ネットワークの形成

- 自然史を扱う館種として、生きた生物を扱う植物園をはじめ自然史系博物館とのネットワーク構築を進めたい。さらには動物とかかわる民俗、絵画、文学当の広い分野での連携も進めるべきと考える。新しい博物館法によるサポートを期待する。(日本動物園水族館協会)
- 博物館に就労する人材、学芸員や技術者などが、その専門知識や技能をさらに高め、新しい技術や資格を身に付けるためには、その学習のために不在となる期間の日常的な業務のバックアップができる人材とその人材を確保するための財源が必要となることを無視することはできません。この部分に対する支援策無しに、単に現場に対して新しい機会を創出・提供しても、結局その機会を享受できる者は限定的となり、博物館業界全体の質の向上には寄与しないものとなります。この為にも、業界全体で縦横に繋がり、連携して動くことのできる機能的なネットワークと人材プール及び、その仕組みを支える財源が必要となります。(日本水族館協会)
- 博物館のネットワーク化の観点から、博物館設置者の法人類型緩和に伴い登録(認証)博物館が集積するエリアが出来る場合、これらの博物館が連携して実施する賑わいづくりなどの事業に対する支援を検討してほしい。(全国歴史民俗系博物館協議会)
- 博物館は館種も多様であることから、ネットワークは都道府県だけではなく、より重層的なものが必要であり、各地各館の多様性を生かしつつも、Nation Wide の視点が必要であろう。様々な専門分野の専門職員が各地の博物館に散在していることなどの状況にあり、ネットワークによりコレクションの同定・整理の推進や、博物館専門職員の知識・技術の習得、深化などが期待される。(全国科学博物館協議会)
- ネットワークの形成による振興について記されているが、既存の団体・ネットワーク(各地域の博物館協会、JAPOS のような特定館種による団体など)との差異が判然としなかった。どのようなネットワークをイメージすればよいのか? 既存の団体・ネットワークの活用であれば、それらのネットワーク(団体)への財政等の支援措置が必要と思われる。(日本公開天文台協会)

○ デジタル技術の活用

- 現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等）：動物園水族館は生きた動物の魅力を身近に伝える施設である。デジタル技術を応用したバーチャルなものはあくまで生の魅力を伝えるための補助的なものとする。主体はあくまで生きている動物で、その周辺情報の提供や、施設利用の利便性向上にデジタル技術を応用したい。（日本動物園水族館協会）
- 本来、水族館等生物を飼育展示する施設は、「リアル」の展示がベースの施設であることに今後も変わりはなく、また、利用者もそれを望んでいるものと確信しています。それを踏まえて、今後、どのような形でデジタルとリアルのハイブリッドを駆使して行くのかは、新たな技術の進歩に期待するところも大きく、新しい展示の為の技術の発展を積極的に模索していくことが肝心だと考えています。（日本水族館協会）
- 「デジタル・アーカイブ」の構築、それを多くの人に届けることの大切さがうたわれていますが、予算措置、公開の責務、教育への貢献など、その詳細については問題が残っています。（全国文学館協議会）

○ その他の意見

- 調査研究やコレクションの管理など博物館の基本的な機能に対する支援が必要。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 従来の博物館法の制度下で実際に博物館として活動している植物園に対しては、新しい制度下でもそのことが設置者、管理者、利用者一般公衆それぞれに認識・理解されるような制度を期待する。（日本植物園協会）
- 現在、希少動物種の飼育や保全を行っている動物園等を認証する制度が環境省にあるが、博物館法においても積極的な「保全」に取り組んだ場合にその評価を行う制度が重要であり、保全活動資金を募る活動へも役立つ可能性がある。これらの保全活動とその活動の教育的意味は重要であり、結果として社会への貢献度が増すとも考えられる。（全国昆虫施設連絡協議会）
- 指定管理者制度に関する課題が多数寄せられたことを付記する。（日本公開天文台協会）
- 文学館が博物館の一類型として認知されてこなかったためか、他の分野の施設に比して利用できる助成制度が少なく、改善を望みます。文学館が資料として扱うその中心となる近代以降の紙資料は、劣化対策が急務である酸性紙であり、その保存・収集・公開を行う施設である文学館が果たす役割について広く認知されることとともに、作家の直筆原稿などの近代文学資料の中でも特に貴重なものについては、「文化財」に匹敵する登録制度を定められることを望みます。（全国文学館協議会）

(定義)

- 第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。
- 2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。
- 3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

＜論点の例＞

- ① 『審議経過報告』及びヒアリングを踏まえて、修正／追加すべき点はあるか。
- ➡ 博物館の目的として定義されている3つの要素（収集・保管、展示・教育、調査・研究）は、「審議経過報告」における「基本的使命」とほぼ同義。「今後必要とされる機能」について、どのように扱うか。
 - ➡ 今や全体の8割を占める「登録されない博物館」について、どのように考えるか。
- ② 設置主体については、拡大又は削除としてよいか。
- ➡ 公益性／非営利性の担保については、審査基準において明示してはどうか。
 - ➡ 設置主体の拡大／削除に伴い、「公立」や「私立」の類型についてはどのように扱うべきか。

（博物館の基本的使命と今後必要とされる機能、求められる役割）

○ これまでの議論を踏まえると、博物館の基本的使命と今後ますます博物館に必要とされる機能は、以下の通り整理される。

＜基本的使命＞

- ・ 自然と、人類の文化芸術の保存、資料の保護と文化芸術の継承・創造
- ・ 調査研究に基づく情報発信
- ・ 環境・世界の理解促進、生涯学習・社会教育の拠点

＜今後必要とされる機能＞

- ・ 交流・対話の場
- ・ 市民による創造的活動の促進と支援
- ・ 持続可能な未来について対話・学習する機会の提供
- ・ 健康・幸福、生活の質への貢献
- ・ 社会的包摂・社会統合への寄与
- ・ 地域の創生、活性化への貢献
- ・ その他の地域社会における社会的課題への対応

○ これらを集約し、これからの博物館に求められる役割として、次の5つの方向性を見出すことができる。

①「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の文化を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

②「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

③「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育くむ。

④「むきあう」 社会や地域の課題への対応

博物館は、幅広い文化活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・関係機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。

⑤「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、¹²安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

(博物館の事業)

第3条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

<論点の例>

○『審議経過報告』及びヒアリングを踏まえて、修正／追加すべき点はあるか。

➡ 基本的使命（収集・保管、展示・教育、調査・研究）を発揮した上で取り組むこととなる「今後必要とされる機能」（社会的・地域的課題への対応）については、こちらで規定すべきか。

(登録要件の審査)

第12条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

<新しい登録審査の項目のイメージ>

- ① 設置・経営（現行法における開館日数に関する規定（第4号）を含む）
- ② 資料（現行法でも規定（第1号））
- ③ 調査研究
- ④ 展示・教育
- ⑤ 職員（現行法でも規定（第2号））
- ⑥ 施設・設備（現行法でも規定（第3号））
- ⑦ 連携・協力

<論点の例>

- 『審議経過報告』及びヒアリングを踏まえて、修正／追加すべき点はあるか。
- ➡ 公益性／非営利性の担保について、その14な事項を求めるべきか。

1 設置

1.1 設置根拠及び永続性、公共性の明示

法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施することが明示されていること

1.2 施設の整備と運営資金の確保

博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること

2 経営

2.1 使命の明確化

博物館の使命(設置目的や基本理念)が明確にされるとともに、公にされていること

2.2 経営目標と評価

使命に基づく中長期的な目標が作成されていること

2.3 経営の透明性

収支決算等を公表し、必要な情報を公開する仕組み有し、経営状況の透明性が確保されていること

2.4 法令・倫理の遵守

博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること

2.5 利用条件

・博物館の公開制を実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること

・開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること

3 資料

3.1 資料の保有

博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有され、永続的に保全する体制が整備されていること

3.2 収集

資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること

3.3 資料管理・活用

資料受入の手続きが行われ、資料の記録が整備され、収蔵 資料と資料に関する情報を活用できる仕組みを有すること

4 調査研究

4.1 方針

博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること

4.2 成果の公開と還元

調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元さ

れていること

5 展示

5.1 方針・計画

所蔵資料による展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵資料や借用資料に展示が行われていること

5.2 展示の信頼性

調査研究に基づく資料を用いて展示されていること

6 教育普及

6.1 方針・計画

博物館の方針に則り、体系的に教育普及活動が実施されていること

6.2 学習支援

問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること

7 職員

7.1 館長

館長または館長に相当する責任者が置かれ、博物館運営が統括されていること

7.2 学芸員

事業の実施に必要な学芸員(専門的職員)が配置されていること

7.3 事務系・技術系等の職員

事業の実施に必要な人員体制が確保されていること

7.4 職員の研修

研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること

8 施設設備

8.1 施設・整備の整備

博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること

8.2 安全な施設管理

公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、災害時に、来館者と職員、資料への安全を配慮し、計画を策定すること

8.3 快適性・利便性の向上

多様な利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること

9 連携協力

9.1 連携協力の方針

事業の実施にあたり、利用者、地域住民、関連機関等との連携協力について方針が策定されていること

ヒアリングを終えての法改正に向けてのメモ

佐久間大輔

・多様な博物館の存在は博物館の活力の源であり、そして社会の利益である。(目的及び定義に関連し)

今回、WG としての 2 回のヒアリングを重ね、さらに日本博物館協会主催のシンポジウム、全国科学博物館協議会のシンポジウム、西日本自然史系博物館ネットワークの懇談、全日本博物館学会での懇談などの機会を通して強く感じたのは、実に幅広い施設が社会の中での、幅の広い学びを担い、人々の知的好奇心を刺激し、社会教育の強力な担い手として機能しているという事実である。どの施設も中核的な人材がその施設が伝えるべき文化や自然・生命・学術の価値を人々に伝えていた。その施設が大切に保持しているものは、旧来の標本や資料・美術品だけでなく、生き物や文学史の関連資料、現象の記録、あるいはプラネタリウムの手順や語り・演出といったプログラムなどが含まれていた。全体として「資料」の成り立ちも様々であり、保全のあり方も同一性の保持が困難な有形の生体から無形のものまで幅広い。中核となる担い手も、それぞれのバックグラウンドの分野の専門性を持ってはいても必ずしも「学芸員」ではない。その上でなお、これらの施設での学びのあり方、資料の守り方、社会との関わり方は「博物館」のそれであった。

形こそ違えその「資料」を大切に保持し、中核的スタッフが教育を行い、研究を行い、改善を図るその活動は、たとえ現行の博物館法で登録博物館とみなすことは難しくても、ICOM の定義にも該当するような博物館の活動である。少なくとも重要な社会教育活動である。多くの人がそれらの施設で自然や文化や生命、学術の価値に触れ、その刺激はより良い社会づくりに役立っていることは疑いない。SDGs のような多様な価値認識を必要とする社会構築にこうした施設群は欠くことが出来ない。これらの施設を博物館として振興し、より多くの国民の利用に供することが国民の利益である。

博物館法は教育基本法、社会教育法に基礎をおき、制定されている。教育基本法 12 条を基礎とするなら、公立博物館は「社会において行われる教育」を奨励し、社会教育を振興する手段の一つとして国や自治体によって設置されている。同法の目的としてこれら諸施設の活動は振興・支援されるべきものであり、私立博物館も奨励されている。前項の諸施設はこの法においては博物館としてしか位置づけようがないものであろう。しかし、これらの施設の多くが、登録制度に適合しないために博物館として法的には位置付けられていない現状がある。確かに、現行博物館法においては、博物館は登録制度（と相当施設制度）によって限定されている。これらの制度は博物館草創期において、より質の高い博物館を作るためのものであったはずである。しかし現在この制度が、質を高めるどころか、博物館の門戸を狭めるものとして機能してしまっていることは悲しい現実だ。

上述のような施設には発展した学術を社会に伝えるためのアウトリーチとして作られたもの（例えば科学館や公開天文台）、地域のアイデンティティや特色を広め伝えるためにふるさと創生や観光事業の延長で作られたもの（様々な施設が該当）、自然を愛する精神を涵養するため、あるいは生物多様性の保全といった目的で作られたもの（動物園・水族館・植物園やビジターセンターなど）など、旧来の博物館が社会教育のために整備されたのとは異なる成り立ちで作られたものも多いだろう。しかし実態としてこれらは社会教育施設として市民に活用されている。前述のように SDGs、具体には生物多様性保全、環境理解、国際理解、科学技術基本計画、などに、さらに高齢者福祉、持続可能な観光、そして地域経営とい

った幅広い国や自治体の政策を進めていく上で必要な存在である。特に子どもだけでなく成人のための学習・教育には他にほとんど手段が見当たらない。これらの施設の活用こそが国民の未来に直結する学びの場であり、社会的な利益につながる。

博物館法はこれら多様な施設を弾くのではなく、幅広く博物館と位置付けた上で、より良い施設として発展させる誘導的な制度であるべきである。現行法の定義を限定的なものから変更し、幅広く容認、位置付けた上で、共有できる社会的な役割（利用者や地域の福祉に貢献する公共的な存在であること、未来世代へ価値をつなぐための持続可能な存在であること）を提示することが必要であると考ええる。この定義は特に、各設置者にとっての施設の活動向上の拠り所として社会教育の貢献拠点として機能する支えになっていくことが期待でき、幅広い博物館の連帯をつくるための接点としても機能する。登録（認証）制度はより高い運用レベルとそれに見合うサポートを求める資格のような制度にしていくことが望ましい。その認証も定義と社会的役割の延長線上に構築していくべきであろう。ネットワークの中核は登録博物館の中から生まれるだろうし、中核館によるサポート対象は登録館だけでなく幅広い「博物館」全体に及ぶことが望ましい。

現行の登録制度を柔軟な幅広いものに拡張し、その上で上位の制度を作る学術会議提案のような制度を考えることも可能かもしれないが、一連のワーキングでの議論の中では二重の制度を運用していく様々な弊害への意見も出されたところである。しかし、学術会議提案も上述のような多様な施設を博物館の中に位置付けるべきだ、という思いの方向は同一であり、最終的に目指す姿は近いものである。

（非登録館を含め）「博物館施設は社会の中でどのような存在なのか」を位置づけることは国民の博物館への目線を変化させることにつながる。2条「定義」は日本博物館協会の博物館の原則、ICOMによる定義などと連続性のある広く博物館を包摂するものとし、1条の目的や3条の事業、などと連動して博物館が持続的社会に貢献する機関であることを示して欲しい。

参考 佐久間大輔 2021 報告書や提言から読み解く博物館法改正に向けた課題 <http://id.nii.ac.jp/1504/00001551/>

佐久間大輔 2020 ICOM の指し示す自然史博物館の将来の機能 金属 90(9) 704-709

・博物館の事業を実態に合わせより国民の近くに（事業・学芸員関連）

博物館法 3 条に書かれている事業内容の多くは博物館法制定時に比べ拡大している博物館の役割を反映していない。中でも 4～7 項にある調査研究などの活動が「博物館資料に関する」と限定されていることは、特に活動を館内で計画できない小規模の博物館の活動を抑制してしまう。博物館の資料収集や展示企画は全て地域や主題に関わる幅広い調査研究を必要とするからである。結果として博物館資料になる場合はあっても、調査研究は必ずしもそれを前提にはできない。研究はむしろ博物館の設置目的や使命に基づいて行われる。

9 項には教育活動が記述されているが 4 条の学芸員の職務には教育活動がなく、誰がどのように実施するのが不明確になっている。生涯学習など、平成期に博物館の教育活動が強化された際に十分な改正がなされなかったことによるのではないかと思われる。学芸員の養成課程に博物館教育など教育系科目があることから、その必要性の根拠として、4 条に教育に関する記述を追加すべきだろう。

10 項「他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し」も研究や災害時

の相互扶助など重要かつ成果が上がりそうな項目が抜けており、ネットワーク活動を推進するためには加筆が望ましい。

11 項「学校、図書館、研究所、公民館等」との連携についてもこの記述があることは望ましいが、実際の推進体制が特に構築されているわけでもなく、この項の政策化は文化庁が担うのか、文部科学省が担うのかも不明である。地域文化資源の DX 化と活用にはこれらの組織の連携が大変重要であり、次項と関連して文化庁でも MLA 連携をサポートする体制の検討が欲しいところである。

参考 佐久間大輔 2021 多目的化する博物館における学芸員にとっての研究の位置付けを考える ―予察として― <http://id.nii.ac.jp/1504/00001553/>

山西良平, 佐久間 大輔, 高井 健司 2021 博物館法改正に向けた逐条点検の試み <http://id.nii.ac.jp/1504/00001548/>

・多様な博物館を支えるための重層的な仕組みづくりが欠かせない

ヒアリングで明らかになったように、博物館は実に多様な存在である。かつて文化庁所管が歴史系博物館と美術系博物館だった時代に比べ、自然史系、科学系博物館を含め博物館政策の対象は幅広いものとなっている。さらに動植物園水族館のサポートも重要な課題だ。これら我が国の博物館全体をサポートするためには、かつてとそれほど変わらない現在の体制は、決して十分なものと言えない。

特に小規模な、登録に至っていない数多くの博物館を含め全国の博物館をサポートしていくためには、所管自治体による一般的な支援をよりきめ細かく充実させるだけではなく、今回の一連のワーキングで議論されている中核館を作った博物館業務に特化したネットワーク型のサポート、国立の博物館施設や独法のナショナルセンターとしての特に専門領域を中心とした機能発揮など重層的なサポートも大変重要である。これに加え、都道府県や市町村の博物館行政と連携を取り、必要な支援を行う国、文化庁としての体制も大変重要なものになる。

ワーキングで議論されている第三者機関や博物館ネットワークは、助走段階から離陸期間にかけて相当の細やかな指導が必要になる可能性がある。また審査をする都道府県や審査される機関を抱える市町村も含め、文化庁の負担も相当なものが予想される。何より、今後法改正の後には細かな制度設計の上での政省令や通達、「望ましいあり方」の議論、他省庁との連携などの課題が大変多く残っているのである。第三者機関も制度開始前後には負担が予想され機能強化が必要な場合があるだろう。現在の博物館政策対話を常設的に学术界及び博物館業界、国民と行っていくためにも博物館振興室の拡充を含め、検討が必要と考える。

館種団体ヒアリングを踏まえ、改めて博物館法を見直す必然性について（整理メモ）

令和3年9月6日 博物館部会法制度の在り方に関するWG 提出資料
日本博物館協会 半田昌之

* ヒアリングで浮かび上がったポイント

- ・4,000？ 6,000？ 正確な数も把握できない日本の博物館の状況。
- ・「どんな施設が博物館？」という認識が共有されていない。
- ・社会教育、生涯学習、創造性の涵養等に取り組む「多様で多数」の博物館が法律の規定外。
- ・現行法が規定する日本の博物館は約2割。「しっかりやってる」多様な博物館が博物館として認められていない。
- ・博物館全体の質的向上のためには、各施設のインセンティブとセットの認証制度は必要。
- ・これからの時代に即した博物館の定義の見直しは、新たな法と制度の検討に不可欠。

* なぜこれからの時代に博物館が必要なのか「未来を生きる世代への責任として」

- ・未来は見ることはできない。しかし、想像することはできる。
- ・想像の源泉は、過去から受け継がれた有形無形の「全ての分野にわたる記録と記憶の遺産」。
- ・記録と記憶の遺産は、人々がそれを「守り」、その中の教訓を「読み解き」、今を「考え」、未来に「活かす」という行為の連綿とした繰り返しの中で、歴史は綴られ続け再生産されている。
- ・その行為は、「保存」と「研究」、「共有」「発信」「対話」、そして「創造」という機能によって担保されるが、これらはすべからず博物館の基本機能に組み込まれている。
- ・今を生きる私たちは、過去への敬意と現在への義務とともに、未来への責任を果たさなくてはならないが、博物館は、その目的を果たすために不可欠な装置であり機能であるといえる。
- ・地球環境、災害、紛争、差別、格差など、「国家」を基本とする関係性の中では解決困難な全地球的課題に向き合い、解決に向かう志を共有できる重要な要素が「文化芸術を基盤とする対話と相互理解」であるとするなら「文化芸術」は、国境や民族、宗教の枠組みを超えた、これからの地球的課題を解決するための大きなチカラであり、地球と人類・生物の未来を危機から守る強固な砦であると言える。
- ・この砦をより強固にするために、「文化の多様性への理解と尊重」は不可欠な基本的要素とされているが、博物館は、それぞれの時代、地域、民族が育んだ多様な文化の遺産の宝庫であり、未来への責任を果たすために中心的なチカラを果たすことが期待される。

* なぜ博物館の定義を見直す必要があるのか「地球・地域的課題へ取り組む装置として」

- ・ICOMを中心とする国際的な博物館を取り巻く趨勢においても、その砦としての博物館の存在意義と果たすべき役割と可能性への認識が急速に高まっている。
- ・その流れの中で、地球的課題に向き合い解決への道筋を考える「場」、「装置」、「機能」として、博物館の社会的役割が高まりつつある中で、社会や地域との関係性という視点における「博物館の定義」の見直しは、国際的な博物館界の喫緊の課題となっている。
- ・こうした国際的な博物館定義の見直しにおいて、博物館は、かつての単なる自然・文化遺産の保存管理やコレクションの鑑賞のための箱、あるいは国威を示す象徴的施設ではなく、社会や地域に生きる人々の生活に深く関わり、そこにある課題解決とともに、未来を志向するための「学び」と「創成」の装置として位置付けられ、教育はもとより、経済や医療・福祉を包含し連携することで「人びとの幸せ」を考える上で、不可欠な社会基盤として位置付けられつつある。

* なぜ博物館法を見直す必要があるのか「総合的な文化政策の充実のために」

- ・現在の博物館を含む国際的な文化芸術に対する、未来志向的視点での重要性の認識は、我が国における文化芸術を基盤とする今後の「国づくり」の方針とも軌を一にしていることは明かである。
 - ・文化経済戦略の下で充実が図られつつある、日本独自の優れて多様な自然や文化の価値の再認識と磨き上げ、その活用による文化観光の促進、地域再生への政策的取組等は、文化芸術基本法に謳われ、前述した国際的動向に添うものと位置付けられる。
 - ・こうした未来志向の文化政策の展開において、地域の文化資源の保存と活用は最も重要な柱であり、そのために文化財保護法の改正もなされ、博物館が果たす役割の重要性も指摘されている。
 - ・しかし、その一方で、地域文化財の保存活用、未来への継承のために不可欠な施設である博物館については、厳しい運営環境が永らく続く中で、期待される役割を果たすための法律をはじめとする制度の見直しと整備が進まず、豊富な文化資源の保存と活用に深刻な課題が生じている。
 - ・こうした全国の博物館が抱える課題は、国の文化政策の推進の大きな障害要因でもあり、早急な対策が必要な状況となっており、その解決には、我が国の博物館全体の制度の見直しと充実が不可欠な状況となっている。
- ・今回の博物館法改正と博物館定義の見直しによる博物館制度の充実を期す検討は、70年を経た現行法の課題解消のみが目的ではなく、今後日本の文化芸術政策の推進にとって必要不可欠な基盤整備を目的とする改正であるとともに、我が国の国際的な視野における博物館政策の充実度、ひいては文化芸術政策の国際的評価に深く関連していることを認識する必要がある。

* 今回の博物館法改正議論を未来に繋げるために望むこと

- ☆ 政官：真の文化芸術立国を実現するために不可欠な「インフラとしての博物館整備」の重要性の認識、国際社会にも胸をはれる「博物館法」と「博物館の充実政策」の実現。
- ☆ 業界：未来への責任を果たすための「ハブ的装置」としての責任果たすための努力と行動。
「志の共有と連携・協働」。
- ☆ 政官・業界：セクター間の「対話と連携」、目標の共有と実利的な制度と政策の展開。
- ★ 全ての国民・利用者が自らの「未来のため」に博物館を活用できる環境の整備。

⇒ 新たな博物館法は、そんな目標に向かうための道標であってほしい。

➤ 第二条（定義）；新しい思いを込めて見直す

この法律において「博物館」とは、
歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、

（対象分野と事業）

あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので

（設置者の規定）

次章の規定による登録を受けたものをいう。

（登録制度）

* 登録博物館を規定する法律 ⇒ 博物館の裾野を拡げ「底上げ」を支える法律へ

* 参考資料 1 「ICOM 博物館定義の検討状況から」

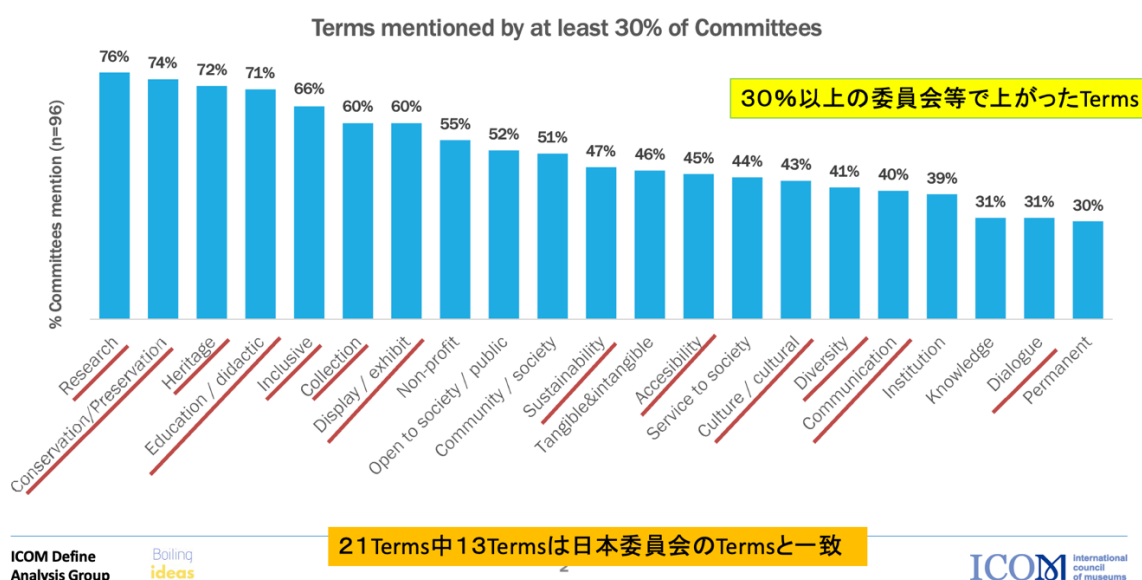
- ・2022 年の採択に向けて進められている ICOM 博物館定義の見直しに登場する用語(キーワード)
 - 前回の「Consultation 2」の結果を受けて現在「Consultation 3」が進行中（中間地点）。
 - 「Consultation 2」で日本委員会が提出した 20 の用語

accessibility, collection, communication, conservation, cultural heritage, diversity, educational opportunity, exhibition, inclusion, learning, preservation, research, respect, sustainability, cultural hub, dialogue, education, human rights, well-being, equity

- 30%以上の国内委員会・国際委員会等から支持された主なキーワード

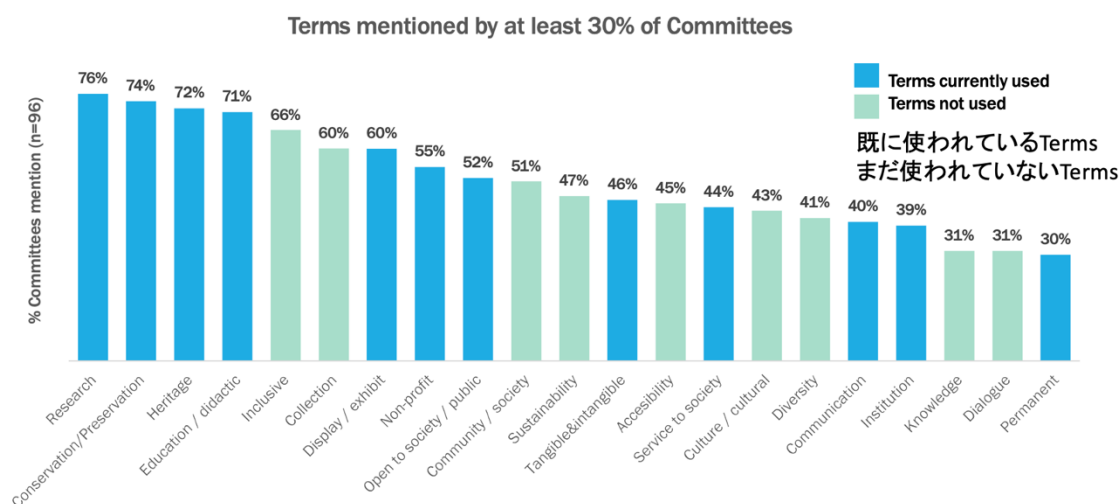
Overall Results: Top Terms mentioned

Total terms identified:
127



- これまでの定義に使われた用語と使われていない用語

Conclusions: Top terms are a mix of the current, foundational terms and terms that propose new challenges



*参考資料2「昭和25年、日博協がまとめた博物館法の草案」

- ・草案は「博物館、動物園及び植物園法」という名称を用い、国立博物館も法の対象に含んでいる。当時、既に交付された文化財保護法との関係で、国立博物館は博物館法の対象外とすることが決まっていたが、この草案では、国立博物館の基準と役割が書き込まれている。
- ・今、検討されている日本の博物館制度の在り方について、博物館法制定直前の、博物館界の総意がこめられた法律案として、「古くて新しい課題」が含まれている。

博物館、動物園及び植物園法草案（昭和25年11月22日）→一部改正版

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、博物館、動物園及び植物園の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、科学、芸術、民俗、産業等に関する資料のうち、「動物園」とは、動物及びこれに関する資料のうち、「植物園」とは、植物及びこれに関する資料のうち、それぞれ教育及び学芸上価値あるものを、収集、保管、陳列、飼育、または植栽し、常設公開して一般公衆及び研究者の観覧利用に供し、その文化的教養の向上、レクリエーション及び学芸の研究等に資することを目的とする施設で、国、地方公共団体又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人若しくは宗教法人が設置するものをいう。

第3条 前条の博物館、動物園及び植物園（以下「博物館等」という。）のうち、国の設置するものを国立博物館等と、地方公共団体の設置するものを公立博物館等と、民法第34条の法人又は宗教法人の設置するものを私立博物館等という。

第4条 この法律において博物館には、博物館のほか、美術館（単なる展覧会場を除く）及び社寺宝物館、歴史的または美術的建造物等を、動物園のほか、水族館等を、植物園には植物園のほか、薬草園等を含むものとする。

（分館、分園、研究施設及び図書施設）

第5条 博物館等には、必要に応じ分館又は分園を設置することができる。

（博物館等の事業）

第6条 博物館等は、第2条に記した目的を達成するため、一般公衆の啓発、学校教育の援助及び特殊研究者の便に資するよう、おおむね次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1. 博物館等に収集する資料は、実物、模品、模型、絵画、図表、写真、フィルム、レコード等（以下「博物館等資料」という。）で、一般公衆のための展覧資料は、教育的価値にとむ代表的なものを精選して、できるだけ興味のあるように展示し、また研究資料は、なるべく多くの種類を網羅し、適当にこれを整理、保管して、利用者の比較研究に資すること。
2. 博物館資料のうち、文化財保護法（昭和25年法律第 号）の適用を受ける文化財、その他貴重な学術資料等については、特にその保管を十分にすること。博物館等の所在地以外の地に博物館資料等を移動してこれを一般公衆の利用に供すること。
3. 歴史及び科学に関する博物館、動物園及び植物園では、観覧者に、短時間で豊富な知識をたやすく取得させ、かつ興味を覚えさせるよう、資料の選択及び展示の方法に意を用いること。
4. 美術及び工芸に関する博物館並びに植物園の園芸及び観賞植物花壇等では、観覧者に落ち着いた環境のもとで鑑賞をほしきままにさせ、美的趣味、情操の向上に役立たせるよう、資料の選択及び展示の方法に意を用いること。
5. 観覧の公衆に対し、必要な説明、指導等を行って、その効果を十分たらしめること。
6. 博物館等資料の専門的な調査研究を希望する者に対しては、貯蔵室、研究室、実験室、工作室、図書室等を利用させ、その他必要な指導、助言を与える等、その研究に助力すること。
7. 博物館等資料に関し、つねに専門的、学術的な調査研究を行い、その業績を発表すること。
8. 博物館等資料に関連する事項につき、しばしば展覧会、講演会、講習会、映写会、研究会、採集会、見学会等を開催すること。
9. 案内書、解説書、目録、図録、年報等を発行し、更に調査研究の報告書等を作成頒布すること。
10. 学校、公民館、その他の公共施設に資料を貸出し、または巡回展覧等を行って、事業の館外延長に勤めること。

（学芸員及び学芸員補）

第7条 博物館等に置かれる専門的職員を学芸員及び学芸員補と称する。

2. 学芸員及び学芸員補は、博物館等の種類に応じ、それぞれの博物館等資料、整理、調査、研究、保管、展示、飼育、栽培、説明、指導、事業企画等、専門的事務を行う。
3. 学芸員補は、学芸員の職務を助けるものとする。

（学芸員及び学芸員補の資格）

第8条 大学を卒業した者で、大学に在学中文部省令で定める博物館等の種類毎に必要な学科を終了した者及び文部大臣がこれと同等以上の学力があると認めた者及び学芸員補で、第9条の規定による学芸員の講習を終了した者は、学芸員となる資格を有する。

2. 大学を卒業した者で、大学に在学中、文部省令で定める博物館等の種類毎に必要な学科を修了した者、及び

文部大臣がこれと同等以上の学力があると認めた者、並びに高等学校卒業以上の学歴を有し、かつ 3 年以上博物館等の実務に従事した者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員の講習)

第 9 条 学芸員及び学芸員補の講習は、教育学部又は学芸学部を有する大学が、文部大臣の委嘱を受けて行う。

2. 学芸員の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

(指導、助言)

第 10 条 文部大臣は、都道府県教育委員会に対し、都道府県教育委員会は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会及び私立博物館等に対し、その求めに応じて、博物館等の設置及び運営に関して、専門的及び技術的な指導又は助言を与えることができる。

(博物館等職員相互の連絡)

第 11 条 博物館等の職員は、事業の改善進歩に資するため、関係者の会合に出席して、情報の交換、研究業績の発表等を行うことができる。その事業を促進するために、相互に緊密な連絡、協力をし、刊行物の交換、情報の交換、博物館等資料の相互貸借等を行うように努めなければならない。

(輸送料の特別取扱)

第 12 条 博物館等資料の輸送に要する料金については、特別の取扱を受けることができるものとする。

第 2 章 国立博物館等

(国立博物館等の性格及び種類)

第 13 条 国立博物館等は、全国を対象に、文化の最高水準を示すことを目標とし、首都及び特に必要と認められる都市に設置する。

2. 国立博物館等として設置すべきものの種類は、歴史博物館、古美術博物館、近代美術博物館、人類学博物館、博物学博物館、科学産業博物館、動物園及び植物園等とする。

3. 国立博物館等の内部組織は、文部省令で定める。

(国立美術及び科学博物館)

第 14 条 国立美術博物館は、絵画、彫刻、建築、工芸、考古品等、主として古美術の作品及びこれに関する資料を、国の内外にわたって広く収集する。

2. 国立美術博物館は、東京都に置く。

第 15 条 国立奈良美術博物館は、おおむね、奈良地方を中心とする古美術の作品及びこれに関する資料を収集する。

2. 国立奈良美術博物館は、奈良市に置く。

第 16 条 国立近代美術館は、絵画、彫刻、建築、工芸等、近代及び現代美術の作品及びこれに関する資料を国の内外にわたって広く収集する。

2. 国立近代美術館は、東京都に置く。

第 17 条 国立科学博物館は、自然科学及びその応用に関する資料を、国の内外にわたってひろく収集する。

2. 国立科学博物館は、東京都に置く。

第 18 条 国立博物館等は、第 6 条各号にかゝげるもののほか、おおむね次の事業を行うものとする。

1. 公立及び私立博物館等に対し、総合的な博物館等の事業を促進するために、必要な指導、連絡を行うとともに、これらに対し必要な報告の提出を求めること。
2. 博物館等資料に関する調査研究について、諸学会と密接な連絡協力をすること。
3. 博物館等に勤務する職員に対し、必要な研修を行うこと。
4. 文部省以外の国の行政機関の所管する博物館等と必要な連絡、協力をすること。
5. 博物館等の事業に関し、国際的な連絡、活動を行うこと。

(特殊の専門博物館等)

第 19 条 文部省以外の国の行政機関及び国立の大学、研究機関等が、所管事項に関して附設する特殊の専門博物館等は、この章の規定以外とする。

第 3 章 公立及び私立博物館

(公立博物館等の所管)

第 20 条 公立博物館等は、当該公立博物館等を設置する地方公共団体に設置された教育委員会が管理する。

(図書館法の規定の準用)

第 21 条 公立博物館等の設置に関しては、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定を、公立博物館等の設置、廃止又は設置者の変更に関しては、同法第 11 条及び第 12 条の規定を、私立博物館等の設置、廃止又は設置者の変更に関しては、同法第 24 条の規定を、私立博物館等の設置、廃止又は都道府県教育委員会との関係に関しては、同法第 25 条から第 27 条までの規定をそれぞれ準用する。

(公立博物館等の職員)

第 22 条 公立博物館等に、館長又は園長並びに当該博物館等を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員及びその他必要な事業、事務又は技術に従事する職員を置く。

2. 前項の職員は、当該博物館等を所管する教育委員会が任免する。

3. 館長及び園長は、博物館等の事務を掌理し、所属職員を監督し、博物館等奉仕の機能の達成に努めなければならない。

4. 国から第 27 条の規定による補助金を受ける地方公共団体の設置する博物館等の館長及び園長は、学芸員の資格を有する者でなければならない。

(博物館等協議会)

第 23 条 公立博物館等に博物館等協議会を置くことができる。

2. 博物館等協議会は、博物館等の運営に関し館長又は園長の諮問に応じるとともに、博物館等の行う諸事業につき、館長又は園長に対して意見を述べることができる。
 3. 博物館等協議会の設置その他に関しては、図書館法第 16 条の規定を準用する。
- 第 24 条 博物館等協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
1. 当該博物館等を設置する地方公共団体の区域内に設置された大学又は研究施設の職員で、当該博物館の博物館資料に関し学識を有する者。
 2. 当該博物館等を設置する区域内に設置された大学以外の学校の代表者。
 3. 当該博物館等を設置する地方公共団体の区域内に事務所を有する社会教育関係団体（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。）が、選挙その他の方法により推薦した当該団体の代表者。
 4. 社会教育委員
 5. 公民館の職員及び運営審議会の委員
 6. 図書館の職員及び協議会の委員
 7. 学識経験のある者
- （入館料等）
- 第 25 条 公立博物館等は、できる限り無料で公開することが望ましい。但し当該博物館等の維持運営のために止むを得ない事情のある場合は、必要な入館料又は入園料等を徴収することができる。
2. 私立博物館等は、必要な入館料及び施設使用料、又は入園料を徴収することができる。
- （公開の日数）
- 第 26 条 公立及び私立博物館等は、年を通じ、博物館及び動物園（水族館を除く）にあっては 150 日以上、植物園及び水族館にあっては 100 日以上公開しなければならない。
- （公立博物館等の基準）
- 第 27 条 公立博物館等の設置及び運営上望ましい基準を、文部省令で定める。
- （公立博物館等に対する補助その他の援助）
- 第 28 条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の定めるところに従い、その設置及び運営に関する費用について補助金を交付し、その他必要な援助を行う。
- 第 29 条 前条の規定による補助金の交付は、博物館等を設置する地方公共団体の各年度における博物館等の設置及び運営に要する経費の前年度における精算額を勘案して行うものとする。
2. 前条の規定による補助金の交付に関しては、図書館法第 22 条第 2 項及び第 23 条の規定を準用する。
- （博物館等同種施設）
- 第 30 条 博物館と同種の施設については第 10 条及び第 11 条の規定を準用する。

附則

1. この法律は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から実施する。
2. 多年博物館等の実務に従事し、豊富な経験または特技をもつと認められた者は、第 8 条の規定にかかわらず、学芸員または学芸員補となる資格を有するものとする。
3. この法律施行の際、現に公立及び私立博物館等の、学芸員に相当する職務に従事する職員は、第 1 条の規定にかかわらず、この法律施行後 5 年間は学芸員となる資格を有するものとする。
4. この法律施行の際、現に公立及び私立博物館等において、館長、園長、学芸員及び学芸員及び学芸員補の職に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ館長、園長、学芸員及び学芸員補となったものとする。

* 『昭和 39 年度 わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究 大正・昭和編』
昭和 40 (1965) 年 3 月 日本博物館協会 掲載の草案に筆者が改訂部分を変更

ICOM 博物館定義見直しの動向

栗原 祐司（京都国立博物館副館長・ICOM 日本委員会副委員長）

ICOM における博物館定義見直しの動向

周知のとおり、ICOM 規約に定める「Museum」の定義は、MDPP (Standing Committee on Museum Definition, Prospects and Potentials：博物館の定義・展望・可能性委員会) における検討を経て、2019 年 9 月に開催された ICOM 京都大会において以下の定義案に改正される予定だったが、長時間にわたる議論の末、採決は持ち越された。

Museums are democratising, inclusive and polyphonic spaces for critical dialogue about the pasts and the futures. Acknowledging and addressing the conflicts and challenges of the present, they hold artefacts and specimens in trust for society, safeguard diverse memories for future generations and guarantee equal rights and equal access to heritage for all people.

Museums are not for profit. They are participatory and transparent, and work in active partnership with and for diverse communities to collect, preserve, research, interpret, exhibit, and enhance understandings of the world, aiming to contribute to human dignity and social justice, global equality and planetary wellbeing.

（仮訳）

博物館は、過去と未来に関する批評的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在起こっている紛争や課題を認識し、それらを考察しつつ、社会のために託された資料や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保全し、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等なアクセスを保証する。

博物館は、営利を目的としない。博物館は、開かれた公明正大な存在であり、人間としての尊厳と社会正義、世界的な平等と地球全体の幸福に貢献することを目的に、多様なコミュニティと手を携えて収集、保存、研究、解釈、展示並びに世界についての理解を高めるための活動を行う。

【参考】現行の定義（2007 年 ICOM ウィーン大会改正）

Article 3 - Definition of Terms

Section 1. Museum.

A museum is a non-profit, permanent institution in the service of society and its development, open to the public, which acquires, conserves, researches, communicates and exhibits the tangible and intangible heritage of humanity and its environment for the purposes of education, study and enjoyment.

（ICOM 日本委員会訳）

第 3 章 定義

第 1 条 博物館

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する公衆に開かれた非営利の常設機関である。

ICOM 京都大会後、MDPP はメンバーを拡充し、2020 年 2 月に「MDPP2」と名称を変更して検討を再開したが、6 月に ICOM 会長辞任に伴い、MDPP2 の委員長及び 6 人の委員が辞任し、しばらく活動を停止していた。その後、執行役員会は、各地域と専門性をカバーしつつ定義の見直しに向けた検討体制を再構築することとし、12 月に ICOM Define (Standing Committee for the Museum Definition) が発足した。Lauran Bonilla-Merchav 氏 (コスタリカ) 及び Bruno Brulon 氏 (ブラジル) が共同委員長となり、21 人のメンバーのうちアジアからは元執行役員の Inkyung Chang 氏 (韓国) 及び Ana Maria Theresa Labrador 氏 (フィリピン) が選出されている。

ICOM Define は、民主的かつ透明性のある議論を進めるため、2022 年 8 月に開催予定の ICOM プラハ大会での新たな定義案の採決に向けて、18 か月の間に、以下の 11 のステップと 4 回の協議 (rounds of consultation) による方法論を提案した。スケジュール的には、2020 年 12 月にスタートし、2022 年 5 月に終了する。その間 ICOM 会員とはすべてのステージで意見交換を行い、随時状況報告を行い、すべてのプロセスに係る資料は、ICOM ウェブサイトの会員ページで公開することとされている。

- ・ステップ 1 ICOM Define 発足、ウェビナー開催[2020 年 12 月 10 日]
- ・ステップ 2 協議 1 京都大会後の議論のまとめ
[2020 年 12 月 10 日～2021 年 1 月 10 日]
- ・ステップ 3 協議 2 キーワード／コンセプト提案
[2021 年 1 月 10 日～2021 年 4 月 10 日]
- ・ステップ 4 協議 2 の定量及び定性分析 [2021 年 4 月 10 日～2021 年 6 月 10 日]
- ・ステップ 5 協議 2 の結論準備及び発表 [2021 年 6 月 10 日～2021 年 7 月 10 日]
- ・ステップ 6 協議 3 キーワード／コンセプト提案の評価
[2021 年 7 月 10 日～2021 年 9 月 10 日]
- ・ステップ 7 協議 3 のデータ分析[2021 年 9 月 10 日～2021 年 11 月 10 日]
- ・ステップ 8 ICOM Define のドラフト提案[2021 年 11 月 10 日～2021 年 12 月 10 日]
- ・ステップ 9 ICOM Define における提案の議論[2021 年 12 月 10 日～2022 年 2 月 10 日]
- ・ステップ 10 協議 4 提案の発表[2022 年 2 月 10 日～2022 年 4 月 10 日]
- ・ステップ 11 ICOM Define 最終報告[2022 年 4 月 10 日～2022 年 5 月 10 日]
- ・ステップ 12 ICOM プラハ大会で投票 (2022 年 8 月 20～27 日)

ICOM 日本委員会におけるキーワード／コンセプト提案

ICOM 日本委員会では、前述のステップ 3 にあたる各国内委員会・国際委員会等からの新たな博物館定義に対する最大 20 のキーワードまたはコンセプト (アイディア、単語、フレーズ等) の提案募集を受けて、2 月 9 日に会員向けに意見募集を行った。その際、ICOM の公用語は英語、フランス語、スペイン語であり、日本語だと個々人によってニュアンスが異なることになるため、英語での提案募集とした。その結果、別添 2 の通り 100 点以上の意見が寄せられ、ここから筆者及び福野明子 (国際基督教大学湯浅八郎記念館館長代理) の両副委員長を中心に、東自由里理事 (京都外国語大学教授) 及び半田昌之事務局長 (日本博物館協会専務理事) 並びに井上由佳 (明治大学准教授)、松田陽 (東京大学准教授) の両氏を加えたメンバーで検討し、手続きの透明性を確保した上で約 50

のキーワードを抽出し、再度会員を対象に 4 段階 (Very important, Important, Somewhat Important, Not Important) のアンケート調査を実施した。

その上で、3 月 27 日に上記のメンバーがパネリストとなってオンラインでオープン・フォーラムを開催し、60 名を超える参加者を得て、アンケートの結果を踏まえ、得票の多かった以下の 14 件を確定した。(アルファベット順)

accessibility, collection, communication, conservation, cultural heritage, diversity, educational opportunity, exhibition, inclusion, learning, preservation, research, respect, sustainability

残る 6 件については、アンケートの結果新たに提案されたものも含め、再度その場でアンケート調査を行った結果、以下の得票となった。これを受けて、cultural hub、dialogue、education、human rights を確定し、10 票を下まわるものについては、パネリストで協議の上、well-being 及び equity を選考し、合計 20 件を確定した。なお、選考の方針としては、あくまで ICOM 日本委員会の立場からの意見であり、一昨年にアジアで 3 回目となる ICOM 京都大会を開催したことや、日本では博物館法において「博物館」の定義がなされていることなどを考慮している。

(得票数：1 人 3 票まで。43 件の回答。下線の 6 件を選考。)

cultural hub(23)、dialogue(20)、education(18)、human rights(10)、well-being(9)、future(8)、community involvement(7)、heritage(6)、peace(6)、equity(5)、equality(4)、permanent institution(4)、understanding(4)、security(2)、tangible heritage(2)

上記 20 件については、理事会において承認を得、4 月 20 日に ICOM 日本委員会として正式に別添 1 を ICOM 本部に送信した。

キーワード／コンセプト提案の評価

各国内・国際委員会等からのキーワード／コンセプト提案を踏まえ、ICOM-Define では、ステップ 4 の定量及び定性分析を行い、6 月 17 日にオンラインで開始された第 89 回 ICOM 諮問会議においてステップ 5 としてその結果の概要が発表された。

30%以上の国内・国際委員会等から支持された以下の 21terms のうち、13terms は日本委員会の提出したもの（下線）と一致した。全体的な傾向としては、地域による差異なども見られるが、ここでは割愛する。

76% Research

74% Conservation／Preservation

72% Heritage

71% Education／didactic

66% Inclusive

60% Collection

60% Display／exhibit

55% Non-profit

52% Open to society／public

51% Community／society
 47% Sustainability
 46% Tangible & intangible
 45% Accessibility
 44% Service to society
 43% Culture／cultural
 41% Diversity
 40% Communication
 39% Institution
 31% Knowledge
 31% Dialogue
 30% Permanent

ICOM の組織 178 団体のうち、上記提案募集に回答があったのは 97 (54%) で、国際委員会は 32 のうち 26、国内委員会は 119 のうち 62、地域連盟は 7 のうち 4、加盟機関は 21 のうち 5 であり、ICOM 京都大会での白熱した議論を考えれば、もう少し回答率が高くてもいいように思われる。

ともあれ、1,659 terms (+1231 supporting descriptions) の意見が、ICOM-Define によって 2085 terms-concepts にまとめられ、全ての terms が英語に統一され、定量・定性分析の後、127terms が選ばれた。その上で、これらを以下の 7 つのカテゴリーに振り分け、回答フォームが作成された。

1. Entity (博物館の実体) 博物館とは何か。
2. Entity qualifier (博物館、実体の修飾語句) 何をもって博物館とするか。
3. Object/Subject (対象/主題) 博物館の対象/主題は何か。
4. Action/Function (活動/機能) 博物館が行うこと。
5. Experience (体験) 博物館で人々は何を体験するのか。
6. Social Values (社会的価値) 博物館を形作る価値。
7. Target & Relationship (ターゲットと関係) 博物館は誰に対して働いているのか。また、その関係性の特質

7 月からステップ 6 の協議 3 として、これらの提案を評価する (Evaluation of Key Words and Concept) ステージに入った。再度各委員会に照会がなされ、7 つのカテゴリーごとにリスト化されたキーワードについて、それぞれのルールに基づいて投票することとされ、今回は各委員会が会員の意見を集約し、9 月 30 日までに提出することとされている。

ICOM 日本委員会では、8 月 17 日に協議 2 の結果概要と協議 3 への協力を依頼する解説動画を YouTube で公開するとともに、意見募集のための Google フォームの URL を会員に送付した。意見提出の締め切りは 8 月 31 日とし、日本委員会では提出された意見を集約した上で、9 月 25 日 (土) 14~16 時にオープン・フォーラムを開催する予定である。

その後、日本委員会理事会の承認を経て ICOM 本部に 9 月末までに提出することとしている。

なお、ICOM では、1946 年の ICOM 憲章（ICOM Constitution）制定以来、7 回にわたる改正を行っているが、2007 年の ICOM ウィーン大会で現行の定義に改正されるまでは、改正されるたびにその対象範囲が拡大される一方であった。最大の列举がなされた 2001 年 ICOM バルセロナ大会改正時の定義は、以下の通りであり、現行の定義においてもこの対象範囲を否定しているわけではない。

Article II - Definitions

1. A museum is a non-profit making, permanent institution in the service of society and of its development, and open to the public, which acquires, conserves, researches, communicates and exhibits, for purposes of study, education and enjoyment, material evidence of people and their environment.

- a. The above definition of a museum shall be applied without any limitation arising from the nature of the governing body, the territorial character, the functional structure or the orientation of the collections of the institution concerned.
- b. In addition to institutions designated as "museums" the following qualify as museums for the purposes of this definition:
 - i natural, archaeological and ethnographic monuments and sites and historical monuments and sites of a museum nature that acquire, conserve and communicate material evidence of people and their environment;
 - ii institutions holding collections of and displaying live specimens of plants and animals, such as botanical and zoological gardens, aquaria and vivaria;
 - iii science centres and planetaria;
 - iv non-profit art exhibition galleries;
 - v nature reserves; conservation institutes and exhibition galleries permanently maintained by libraries and archives centres; natural parks;
 - vi international or national or regional or local museum organisations, ministries or departments or public agencies responsible for museums as per the definition given under this article;
 - vii non-profit institutions or organisations undertaking conservation research, education, training, documentation and other activities relating to museums and museology;
 - viii cultural centres and other entities that facilitate the preservation, continuation and management of tangible or intangible heritage resources (living heritage and digital creative activity);
 - ix such other institutions as the Executive Council, after seeking the advice of the Advisory Committee, considers as having some or all of the characteristics of a museum, or as supporting museums and professional museum personnel through museological research, education or training.

(イコム日本委員会訳)

第2章 定義

1. 博物館とは、社会とその発展に貢献するため、人間とその環境に関する物的資料を研究、教育及び楽しみの目的のために、取得、保存、伝達、展示する公開の非営利的常設機関である。
 - a. 上記の博物館の定義は、各機関の管理機構の性格、地域の特性、機能構造、又は収集品の傾向によって制限されない。
 - b. 「博物館」として指定されている機関のほか、次の機関を上記の定義による博物館とみなす。
 - i 天然の、及び考古学上、民族学上の記念物・遺跡、並びに歴史的記念物及び史跡のうち、人間とその環境に関連する物的資料を取得、保存、伝達する博物館的性格を有するもの
 - ii 植物、動物の生物標本を収集・展示する機関、即ち植物園、動物園、水族館、ビバリウムなど
 - iii 科学センター及びプラネタリウム
 - iv 非営利の美術展示ギャラリー
 - v 自然保護地
 - vi 国際単位、国単位、地域単位又は地方単位の博物館団体、本条の定義による博物館を所管する省庁または公的機関
 - vii 博物館及び博物館学に関する保存、研究、教育、研修、ドキュメンテーションその他の活動を行う非営利の機関又は団体
 - viii 有形又は無形の遺産資源（生きた遺産及びデジタルの創造活動）を保存、存続及び管理する文化センターその他の施設
 - ix 諮問委員会に意見を求めた後、執行委員会が部分的若しくは全体的に博物館の特性を備えているもの、又は博物館学研究、教育若しくは研修を通し博物館及び博物館専門職員を支援しているものとする他の機関

2022年8月に開催予定のICOMプラハ大会での新しいICOM博物館定義の採択に向け、今後さらなる検討が進められ、我が国の博物館法にも反映されることを期待したい。

(以上)

Keywords Proposed by ICOM-JAPAN

1 . Procedures and Principles

The 20 keywords proposed by ICOM are selected based on the following transparent procedures and principles:

- Surveys were conducted among all ICOM Japan members in February and March before the online Open Forum (March 27th, 2021), sponsored by ICOM Japan.
- Survey results were disclosed to all ICOM Japan members to provide ample time for reflection. Opinions were exchanged based on the survey results at the online Open Forum.
- Keywords were selected based on the survey results to reflect diverse viewpoints from museum professionals throughout Japan without sacrificing the United Nation's Agenda 2030 and the Sustainable Development Goals.

2 . Selected 20 Keywords (in alphabetical order)

Accessibility

One of the most important functions for museum management. Due to the Covid-19 pandemic, museums had to close their doors to the public. The pandemic became a lesson that provided opportunities to find creative and innovative ways to ensure accessibility to their visitors.

Collection

The universal and basic function for museums in all cultures. This was emphasized in the "Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society" by UNESCO in 2015.

Communication

A universal and important keyword that reflects the current definition and the mission as outlined in the ICOM Statutes. Communication is essential between and among museum professionals, visitors, communities, and the public. Museums need to be interactive in their ways of communicating with their audience.

Conservation

A universal and important keyword that reflects the current definition and mission indicated by the ICOM Statutes.

Cultural heritage

A universal and important keyword that reflects the current definition and mission indicated by the ICOM Statutes

Cultural hub

“Museums as Cultural Hubs: The Future of Tradition” was the main theme of the Kyoto General Conference 2019. Museums are cultural hubs that function as platforms and forums where visitors can interact beyond generations, localities, and national borders. Cultural hubs become a platform where knowledge is shared and created. Cultural hubs enhance networking in their communities and beyond. They can address difficult social issues and encourage cultural and social participation.

Dialogue

The Japanese Association of Museums reported “Museum of dialogue and collaboration” in 2002. Initiating and promoting dialogues is essential for museums where it can function as a forum to mitigate tensions created between and among different groups, locally and globally.

Diversity

The importance of diversity was emphasized in the “Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society” by UNESCO in 2015 and the Resolutions of ICOM General Conferences in past decades.

Education

A universal and basic function keyword that reflects the current definition. Education is emphasized in the “Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society” by UNESCO in 2015

Educational opportunity

Providing opportunities for a learning and educational experience for all visitors is one of the basic roles of museums.

Equity

A universal and essential principle for museums. Equity policies and actions can create a more diverse and inclusive museum that reflects its staffing, business practices, and communities.

Exhibition

A fundamental function of the museum that the current definition indicates.

Human rights

In line with the Universal Declaration of Human Rights adopted by the United Nations in 1948, museums can function as protecting and promoting the values outlined in the globally agreed document.

Inclusion

A universal and important idea for all kinds of museums. This is emphasized in the “Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society” and Resolutions of recent ICOM General Conferences.

The importance of inclusion is emphasized in the “Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society” by UNESCO in 2015 and the Resolutions of ICOM General Conferences in past decades.

Learning

A fundamental concept of which provided different interpretations from “education”, showing a diverse and interactive point of view in the museum.

Preservation

A fundamental for museum activities that can provide different interpretations from “conservation” and show a diverse point of view in the museum.

Research

A fundamental function of the museum. A universal and important keyword that reflects the current definition and mission of the ICOM Statutes.

Respect

An important concept for the museum to acknowledge and recognise with concern to legacies and the continuous presence of deep societal inequalities and asymmetries of power and wealth - across the globe as well as nationally, regionally and locally.

Sustainability

A universal and important idea for all kinds of museums. This is emphasized in the “Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society” and the Resolutions of recent ICOM General Conferences.

Well-being

One of the most important concepts for museum management. The coronavirus crisis in 2020 emphasizes its significance as fundamental for museum activities now and in the future.

ICOM日本委員会に提案されたキーワード・フレーズ

※ 背景が黄色で表示されているキーワードは複数名が提案したもの。

※ 類似の意味を持つキーワードはスラッシュで並列。

accessibility/open/open access/open to the public

aim

children

collaboration

collection/collection development

communication

communities/community involvement

conservation/conserves/conservation of heritage

consideration

context(ualize)

creativity

critical dialogue/critical thinking

cross-disciplinarity

cross-disciplinary

cultural heritage

cultural rights

decolonisation

democratising/democratize → democratization

development

digitalization

dignity

discussion

diversity/diverse/diversity of culture

durability

education/educational opportunity

educational opportunity

empirical

enjoyment

environment

equality

evidence

exhibition

expressions
fairness
family
forum
freedom
future
generations
global equality
hand down
happiness
heart
heritage
historical value
human dignity
human rights
humanity
inclusion/social inclusion
intangible heritage
items
learning
lifelong
locality
memories/(lived)memories
mindfull
mindsets
multicultural/multicultural symbiotic societies → multiculturalism
natural heritage
non-discriminating
non-profit
not neutral
opportunity
participation
peace
permanent institution
pleasure
preserve → preservation
provide
public entity
public interest
public welfare
reality augmentation

reconciliation
regionality
research
resilience during uncertainty
respect
respect for source communities
responsibility
secure/security/security management
social justice
society
source communities
space
study
sustainability/sustainable entity/sustainable existence
tangible heritage
testimony
understanding
well-being/human well-being/planetary wellbeing
world
authenticity of items
bridging past, present and future
communication in dialogue
communication in local and global communities
connecting generations
conscious and unconscious
content and context
flexibility and toughness
freedom of education
guarantee equal rights and equal access to heritage for all people
importance of specialists
mainly through exhibit
mission based interactions
mission for public welfare
needs based on visitors
One Health
public access to original data/information
social role of museums
stimulates creativity and innovation in the local community
stimulates local development
tolerance and respect
Universal Declaration of Human Rights

2021.9.7

提案 博物館法の目的・定義・事業（第1条～第3条）に係る改正の方向

佐々木秀彦

1. 法律の目的（第1条）に関して

○現行の博物館法は、法律の制定により、博物館の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。

○今後は、第1条に、劇場法の前文的な要素を加え、博物館に求めら社会的役割を明記したうえで、法律を制定する目的を述べる。このことにより、博物館は、どんな役割を負い、そのことで社会に何をもたらすかを明示し、国民に博物館の存在意義を伝える。

○審議経過報告で、これから博物館に求められる役割として示したことは以下のとおりとなる。

<博物館に求められる役割>

「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維

持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育む。

「むきあう」 社会や地域の課題への対応

博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。

「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

こうした役割が期待される博物館の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、社会教育法に基づき、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定める、としてはどうか。

2. 博物館の定義（第2条）に関して

（1）設置主体

○現行は、「地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人」。

設置主体の多様化に対応できていない。今後は、法人による設置を要件とし、対象を以下のとおり拡大して

はどうか。国立、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、国公立大学法人、学校法人、営利法人、

公益法人、NPO 法人、組合。

○現行法でも国際的にも、博物館は非営利機関であること前提である。営利法人である株式会社等が設置・運営する博物館を対象とすることについては、館種別団体のヒアリングでも見解が分かれた。水族館は、株式会社が設置・運営していたとしても、博物館法の要件に則り、公益性を発揮しており、登録制度の対象となることを望んでいる。その一方で、美術館には、営利法人に対する警戒感がある。特に商業画廊（コマース・ギャラリー）とは明確に区分すべきという声強い。

○営利法人においても、公益性の高い活動をしていれば、登録博物館の対象としてはどうか。ただし、登録審査において、施設と設置主体を切り離し、施設運営に係る収支をみて、収益を施設運営に回すなど、用途を明確にする等の対応を行う。また、営利組織が設置運営する施設は、登録博物館となっても税制上の優遇措置の対象にはならないなど、公益性・公平性を維持するための運用は必要である。

（２）登録の有無

○現行では、博物館法上の博物館は、「次章の規定による登録を受けたものをいう。」としており、博物館法の対象となる博物館は登録博物館に限定される。現行法はいわば「登録博物館法」である。このことにより、博物館法上の博物館の設置主体は「地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人」に限定される。

○法制制定時より、設置主体が多様化しているが、設置主体を限定しているため、国を代表する国立館が登録博物館になれない。公立博物館においては、教育委員会が所管ではない首長部局所管の施設は登録博物館とはならため、同じ公立博物館でも所管の違いにより、登録か否かが異なる。このよちに利用する国民にとってわかりにくい制度となっている。

○また、設置主体が登録制度の対象となっても、登録博物館となってもメリットがないとして、登録申

請しない博物館は少なくない。

○その結果、登録博物館は、博物館全体の 16% にすぎない。博物館法に則った博物館＝登録博物館という、法制制定時の建付は現状と乖離しており、現行の登録制度は破綻している。

○現行法のもとでは、博物館法上の学芸員は登録博物館で学芸員として発令されている者に限定される。相当施設や類似施設で学芸員として配置されている職員は、学芸員有資格者が学芸業務に従事しているにすぎず、博物館法上の学芸員ではない。いわば「学芸員相当職員」、「学芸員類似職員」が大多数を占める状態となっている。

○設置主体が多様になった現状に即するため、今後は、「博物館法に則った博物館＝登録博物館」とはせず、法律上の博物館の対象を広げ、博物館の定義、事業等に照らして、法律の要件を満たしているかどうかで判断してはどうか。図書館法、劇場法には登録制度はなく、法律上の図書館、劇場・音楽堂か否かは、法律の定義、要件に適っているかどうかで判断される。

○「博物館法に則った博物館＝登録博物館」とはしないことにより、これまで相当施設、類似施設となっていた多くの博物館が、博物館法上の博物館という位置付けとなる。これによって、博物館法は、これまで法律上の博物館から疎外されてきた博物館の設置運営の拠り所として位置づけられる。博物館の公共性の発揮という点から国民にとって望ましい。

○博物館法上の博物館については、悉皆調査を 5 年に一度定期的に行うなどして台帳を整備し、現状を把握する。調査については教育委員会の負担にならないよう第三者組織が行うことにしてはどうか。

○なお、登録制度については、これまで議論されているよう、新たに「認証制度」として、一定水準の公益性を発揮できるよう基礎的な条件を満たした施設について、公的支援を得る資格が得られるような制度に転換する。博物館法上の博物館を法律の要件を満たす施設とすることで、多くの博物館に対して新たな認証博

物館に道を開くという意味がある。

(3) 資料分野

○現行法では「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し」と資料の分野を例示している。

ヒアリングでは文学館から、この例示に文学を入れるよう要望が出ている。個別の学問分野を例示すると、明記されていない分野に関する施設から要望が出るのは当然であろう。といって各分野の要望に応じ、例示を増やし続けていくと際限がない。

○今後は、**個別の学問分野を例示せず、より包括的に記述し**、例えば「人文社会、芸術、理工学、生物等」とする。あるいは、ICOMの現行の博物館定義にならい、より抽象化し「有形、無形の人類の遺産とその環境に関する資料」としてはどうか。

(4) 機能

○現行法では、「資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」として、博物館の機能を提示している。

○今後は、より明確に理解できるよう、「**資料の収集・保管（育成を含む）、公開・教育、調査研究を行う機関**」と端的に表す。

また、現行法では諸機能を示し、これを行うことを博物館の「目的とする」としているが、機能を自己目的化するよう受けとられ、博物館の存在意義について誤解を招く。先に提案したように、博物館の目的は、社会的な役割として第1条で明示する。

(5) 「公立博物館」「私立博物館」の区分

○現行法では、「公立博物館」「私立博物館」の区分のみで「国立博物館」は対象外となっている。

○今後は、「国立博物館」「公立博物館」「私立博物館」として、「国立博物館」については、章を立て、国立博物館のなかで国を代表する施設については、ナショナルセンターとしての役割が期待される旨を記載する。

また、公立博物館の章には、都道府県、政令都市が設置した博物館で一定の規模の施設は、地域の拠点施設としての役割を期待する旨を記載し、今後のネットワーク形成につなげるようにしはどうか。

3 博物館の事業（第3条）に関して

(1) 資料の例示（第1項1）

○現行法は、「実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料」と例示している。「フィルム、レコード」はこれからの時代にそぐわない。

○今後は、第2条第3項を受けて、「フィルム、レコード」に代えて「電磁的記録」としてはどうか。

(2) 資料の利用（第1項2）

○現行法は、「一般公衆」に対して博物館資料の利用に関することを述べている。「一般公衆」という言い方は、為政者、統治者として被統治者を上から見る意味合いが感じられる。

○劇場法のように中立的に「人々」としてはどうか。

(3) 調査研究（第1項4・5）

○現行法は、「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと」としている。資料に関することとすると、調査研究の範囲が限定され、博物館の調査研究の対象として実態を反映していない。

○今後は、「博物館資料、およびその関連分野」として幅を広げ、実態に則すべきである。

○また、「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと」としているが、これは博物館学の研究を指している。

○そのことを明示して、「博物館資料の保管及び展示等に関する博物館学研究を行うこと」としてはどうか。

(4) 刊行物の例示（第1項7）

○現行法は、「博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること」としている。

○ウェブサイトにてデータをアップすることを想定して「及び公開・頒布すること」としてはどうか。

(5) 行事の例示（第1項7）

○現行法は、「博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること」としている。開催するプログラムに「博物館資料に関する」という限定があり、実態を反映していない。

○今後は、調査研究と同様に、「博物館資料、およびその関連分野」として幅を広げ、実態に則すべきである。

(6) 社会課題への対応（第2項）

○現行法は、「博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更

に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない」としている。

○この文脈の延長として、博物館のもつ潜在的な力を活かすよう「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・機関と連携し、社会や地域における様々な課題に対応することに留意する」といった取組みに言及してはどうか。

2021.9.7

博物館法見直しの必要性和方向性について

浜田弘明

1 なぜ博物館法の見直しが必要なのか

(1) 博物館法の役割の再考

- ・戦後、博物館に関する法律が整備され、紐づけされた税制優遇・補助金制度などが後押しとなり、日本の博物館数は飛躍的に増加した。法制定当時（1951 年）、200 館余りに過ぎなかった博物館数は、統計上の類似施設を含めると現在（2018 年）は、図書館数を大きく超える 5,738 館を数え、国民に身近な施設となっている。
- ・図書館法と異なり博物館法では、私立館の存在から、遊園地化や営利化を防ぐために登録制度が導入され、実質的には「登録博物館法」として機能してきた。博物館の水準を維持するために設けられた登録制度は、一定の役割を果たしてきたと言える。

(2) 博物館建設の時代から博物館淘汰の時代の中で

- ・法制定以来 70 年で、博物館数は 200 館余りに過ぎなかった博物館数は 5,738 館を数えるに至ったものの、21 世紀を迎え、平成の大合併や経済不況などのあおりを受け、博物館は、建設・拡大の時代から淘汰・縮小の時代へと変化している。
- ・博物館数の増加と多様化が進む中で、登録制度は形骸化し、登録率は 16%（914 館）に過ぎず、当初の目的が達成されているとは言えない。また、文化財保護法との関係性から、国立博物館が登録博物館から除外されてきたことは、博物館政策や国民の博物館理解に不整合を生んでいる。国民的視点から見て、国立博物館が登録博物館となれないことは、不自然極まりないことである。
- ・1955 年の法改正で、法から除外されていた国立博物館を相当施設と位置付けたことは法の意義を高めたと思われるが、博物館を登録館・相当館に複層化してしまったことは否めない。この時に定められた、相当施設の適用を受ける館も 6%あまり（372 館）に過ぎず、登録制度を後押していると言いはし難い。
- ・結果的に、博物館法の適用を受けない博物館が 78%（4,452 館）近くに達しており、今後、真の博物館の「底上げ」や「盛り立て」を推進して行くためには、法律上の博物館の概念を再検討する必要が生じている。

(3) 展示観覧施設から市民の拠り所となる博物館時代の中で

- ・博物館法が制定された 1950 年代は、博物館と言えば、国民的には東京国立博物館が想像され、敷居の高い、展示観覧施設というのが実態であった。定義の「展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供」するという表現も、それを示すものと言えよう。国語辞典の『広辞苑』の解説も、まさにそのようになっていて、今日の博物館の実態から乖離していると言わざるを得ない。
- ・一例ではあるが、1976 年に開館した平塚市博物館（神奈川県）は、その概念を大きく変えるものであった。1970 年代後半以降は、展示を主体とする博物館づくりから、市民活動を主体とする博物館づくりへと転換が図られ、この考え方は「地域博物館」として定着し、その後の市町村が設置する博物館のモデルとなっている。
- ・現行定義で博物館は、「（一般公衆の）教養、調査研究、レクリエーション等の資するために必要な事業を行」う施設であるとしているが、今日の地域博物館は、地域住民（市民）自らが学ぶ拠点、地域文化の発信拠点として機能し、「一般公衆」に支えられる形で活動が成り立っており、もはやこの定義に収まりきらないものとなっている。
- ・今日、多くの地域博物館では、市民を主体とした博物館活動が推進され、地域課題解決の場、地域文化活動のハブとして機能している。今日の博物館は、単に市民（国民）向けの事業を行う施設の枠を超え、地域の文化的拠点となっていることを再認識する必要がある。

(4) 学芸員に問われる柔軟性と学際性

- ・博物館が市民（国民）とともに活動していく上で中核となるのは、専門職の学芸員である。博物館が、法の目的に掲げる「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」ためには、学芸員の調査研究活動は欠くことが出来なが、法律上の学芸員は、登録博物館のみに限定されているという不合理がある。
- ・博物館が、市民が抱える地域の諸課題を解決する場となるためには、学芸員の調査研究は資料の枠を超え、その背景となっている「地域性」や「テーマ性」の視点を欠くことができなくなっている。博物館の事業に掲げる、学芸員の調査研究の範囲を「博物館資料に関する」ものに限定していることは、もはや時代遅れと言わざるを得ない。
- ・学芸員がつかさどる専門的事項に、「展示」以外の教育活動が明示されていないことも、今日的博物館から乖離していると言わざるを得ない。

2 これまでの論議から見直すべき内容

(1) 登録制度の見直しに伴う改正部分

- ・これまでの審議から、現行法にある第5章（第29条）の相当施設制度は廃止し、第2章の新たな登録制度の中で、国立博物館等の位置づけの見直しを図ることになる。それに伴い、第2条（定義）並びに第3章、第4章の公立博物館、私立博物館という区分についても見直しが必要となってくる。
- ・登録制度の見直しに当たり、新たに国立博物館の章を設けるか、あるいは指定管理者制度等導入の現状を踏まえ、従来の設置者区分ではなく運営者等による区分も検討する必要がある。
- ・審議経過報告で述べた5つの「博物館に求められる役割」に加え、国民的に博物館への認識や関心を高めてもらうために、市民社会における博物館の存在意義や、博物館活動への市民参画、市民との共同などに関する内容を、前文を設けて表現するか、第1条の目的の中に示して行くことも必要である。
- ・また、各関連団体から意見やICOMの新たな定義付けを受け、対象資料、設置者、登録の表記など、第2条の定義についての見直しも必要となる。

(2) 見直しの具体的方策

- ・以上の見直し点によれば、第1章から第5章までのすべての章にわたっているため、この際に、博物館法を全面改正することが理想である。
- ・全面改正のハードルの高さを考慮した場合、一部改正もやむなしとし、短期的に優先すべきは登録制度の見直しと、それに伴う国立博物館の位置付けの見直しである。その場合でも、中期的に学芸員制度と博物館の定義の見直しを継続して検討する必要がある。

(3) 登録（認証）制度の新たな方策

- ・現行の登録博物館と博物館相当施設という二重の博物館制度の一元化を図り、国立博物館と公立博物館、私立博物館の法律上の統一化を図るとともに、盛り立てのための登録（認証）のメリットを向上させる。
 - 例えば「認証（認定）博物館」等の称号付与など。
- ・登録（認証）手続きは、引き続き都道府県・指定都市教育委員会を窓口として行うが、地域により不揃いであった審査手続の均質化を図るため、専門性を有する第三者機関の支援を受けて行えるようする。

- ・従前の資料、学芸員・その他の職員、建物・土地、開館日数などの外形審査に加え、これまで審査対象にされてこなかった、事業計画書、予算書類等を含めた質的審査を行い、審査過程での第三者機関による申請博物館への助言を通して、底上げが図られるようなものとする。
- ・審査方法について検討の余地はあるが、博物館の公益性の担保や質の保証のため、10年程度を目安とする更新制の登録（認証）制度導入を検討する。
- ・審査基準は、2006年「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書、2017年日本博物館協会編「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書を再検討する。

(4) 法律上の博物館の範囲の再考と課題

- ・国立博物館、国・地方独立行政法人博物館、大学博物館等も対象にすることは最低条件。
- ・私立博物館設置者（一般財団法人・一般財団法人・宗教法人）限定の見直し。
 - ただし、国際的に非営利が原則の中で、公益性をどのように考えるか。
- ・法律上の博物館は「登録を受けたもの」だけで果たして良いのか。
 - 「博物館とは何か」をまず定義し、登録（認証）内容を明示する形にできないか。
図書館法第29条の「図書館同種施設」、社会教育法第42条の「公民館類似施設」のような、「博物館同種施設」「博物館類似施設」という位置付けも考えられる。
- ・定義に記載されている資料分野「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料」からこぼれるものをどうするか。
 - 「人文科学、社会科学、自然科学、技術・工学、芸術・文学等に関する資料」などの表記法も。機能で定義・認証するのであれば、分野明記しないのも一方策。
- ・「資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、合わせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」という定義付けの再考。
 - 「資料の収集、保管、展示・教育、調査・研究を行う機関」と簡略化できないか。
「自然科学」「育成」で表現される動物園・水族館・植物園を明確にとの意見もある。

(5) 学芸員の職務の法的保障の必要性

- ・「博物館資料」に限定されることのない、幅広い調査研究活動の保証（第3条）。
- ・教育機関でありながら、「展示」以外の教育活動の明示がないことの改善（第4条）。

9月7日(火) 15:00～17:00【本日】

法制度の在り方に関するWG(第8回)

➡ 定義、事業、審査基準①

9月21日(火) 15:00～17:00

博物館部会(第2回)

➡ ヒアリング結果、定義・事業・審査基準について報告

9月30日(木) 10:00～12:00

法制度の在り方に関するWG(第9回)

➡ 審査基準②、第三者組織、インセンティブ、経過措置等

10月(予備日)

10月以降

博物館部会(第3回～)

➡ 答申の決定